

(参考資料 1)

平成24年5月7日

高槻市議会議長  
久保隆夫様

議会あり方検討会  
座長 奥田美智子

### 議会あり方検討会の検討結果について（中間報告）

地方分権の推進に伴い議会の権能の拡充が求められる中、議会を活性化し市民に開かれた議会を目指し、高槻市議会の今後のあり方について検討するために平成23年6月16日の議会運営委員会に提案され代表者会議の協議を経て平成23年8月10日に設置された本検討会は、提案された検討事項（別紙1）に基づき、9回にわたり傍聴対応、広報活動、議会だより、さらには議会の見える化について協議を続けてきたので、その検討結果を下記のとおり中間報告とする。

なお、議会あり方検討会要綱、議会あり方検討会開催経過及び議会あり方検討会委員名簿については、別紙2から4のとおりである。

### 記

#### 1. 傍聴対応について

- (1)傍聴希望者の傍聴人受付簿・申込書への住所、氏名の記入について  
記入は不要ではないか、との意見もあったが、不測の事態の対応のためにも現状どおりとする。
- (2)傍聴席での写真、ビデオ撮影、録音について  
現状どおり報道関係者で議長の許可のあったものに限り認める。
- (3)傍聴者への資料の提供について
  - ①従来から配付している資料(審議日程・議事日程・代表質問項目・一般質問項目、審査日程)に加え、ホームページに掲載している「定例会付議事項の主要内容」も資料として提供する。

- ②議案書、予算説明書、主要事務執行報告書等大部の資料は、貸し出し用に本会議は6部、委員会は3部用意し傍聴席入り口に配置し、傍聴席への持ち込みを認める。
  - ③委員会協議会の公開及び資料の提供については、委員会運営の項で改めて議論する。
  - (4)本会議場傍聴席に職員を配置することについて  
現在、傍聴席に事務局職員を配置しているが、危機管理上、警備員1名を配置する。  
ただし、資料の提供に伴い、問い合わせ等が予想されることから、当分の間、事務局職員1名との2人体制とする。
2. 議会の広報活動・議会だよりについて
- (1)表決結果を、ホームページ及び議会だよりに掲載する。
  - (2)委員会視察、会派視察、政務調査費による視察報告を、ホームページ及び議会だよりに掲載する。  
掲載する事項は視察先、視察目的、視察年月日、視察者とする。
  - (3)議会だよりの編集は、現行どおりとする。
3. 議会の見える化について（議会中継について）・・・継続協議
- (1)見える化を進める方向性については全員賛成である。
  - (2)見える化を進める前提として、公平性の確保等本会議の運営方法の議論も並行して進める必要がある。